

## コピーキットサービス契約約款

### 第1条（コピーキットサービス）

この「コピーキットサービス契約約款」（以下「本約款」という）は、注文者（以下「甲」という）がキット方式の複合機（以下「対象機器」という）を円滑かつ安定して使用するために必要となる保守サービス（以下「コピーキットサービス」という）の提供及びコピーキットサービスの提供の前提条件となるトナーカートリッジ（以下「コピーキット」という）の販売を目的とします。

### 第2条（本約款の変更）

1. スターティア株式会社（以下「乙」という）は、改訂日の1か月前までに乙のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができます。ただし、本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微なとき、又はコピーキットサービスの利用者一般の利益に適合するときは、乙は直ちに本約款を変更することができます。
2. 甲が本約款の変更に同意できないときは、改訂日までに乙に申し出ることにより本契約を解除することができます。本契約の解除の効果は、将来に向かってのみ生じるものとし、過去に遡及しません。
3. 甲が改訂日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなします。

### 第3条（本契約の成立）

1. 甲は、本約款に同意のうえ、以下のいずれかの方法で本契約を申し込みます。
  - (1) 乙の指定する電子契約システムを使用する方法
  - (2) 乙所定の本申込書に記名捺印のうえ、乙に提出する方法
2. 乙が、甲からの申込みを承諾したときに本契約は成立します。
3. 乙は、審査の結果、甲からの本契約の申込みをお受けできない場合があります。
4. 本契約の締結以前に、甲乙間で本申込書に記載のシリアル番号の対象機器のコピーキットサービス契約（以下「旧契約」という）を締結していたときは、本契約の役務提供開始日の前日をもって、旧契約は自動的に合意解約されます。

### 第4条（サービス期間）

1. コピーキットサービスは、対象機器の設置日から5年以内（以下「対象期間」という）に甲が乙から購入したコピーキットを使用する対象機器に対して提供されます。
2. 対象期間終了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれから相手方に対して対象期間を更新しない旨の通知を行わないときは、対象期間は同一条件で1年間自動更新されるものとし、以降も同様とします。

3. 本契約は、対象期間中（前項に基づく更新後の期間中を含みます）の最後に購入されたコピーキットのトナーカートリッジが消耗される時まで有効とします。ただし、最後に購入されたコピーキットのトナーカートリッジが消耗される前であっても、対象期間が満了した場合、本契約はその時点で終了します。
4. 対象期間中に対象機器の廃棄、下取り処分、甚だしい破損・滅失その他乙の責によらざる事由により、コピーキットサービスの継続が不可能となった場合、前三項にかかわらず、本契約はその時点で終了します。

#### 第5条（設置場所）

1. 甲は、対象機器を本申込書に記載された設置場所（日本国内に限ります）において使用し、対象機器を当該設置場所以外に移動して使用する場合は、あらかじめ乙の書面による承認を得ます。
2. 前項の場合、対象機器の移動は、原則として乙の立会いの下で甲が自らの費用で行います。乙の立会いに必要となる費用については、乙が乙の規定に基づく料金を甲に請求し、甲は乙にこれを支払います。
3. 前項にかかわらず、甲の依頼に基づき乙が対象機器を移動した場合、乙はこれに要した費用を甲に請求することができます。

#### 第6条（コピーキットの購入）

1. 甲は、対象期間中、コピーキットを最低1キット乙から購入し、コピーキットのトナーカートリッジを消耗する都度、新しいコピーキットをさらに乙から購入します。
2. 甲は、乙からコピーキットを購入することで、コピーキットのトナーカートリッジを消費するまでの間、乙から感光体ドラム及びデベロッパーの貸与を受けて使用することができます。第7条に定めるコピーキットサービスを受けることができます。なお、用紙等の代金はコピーキットに含まれません。
3. 甲は対象機器の使用にあたり、乙の定める規格に適合したトナーカートリッジを使用するものとします。

#### 第7条（コピーキットサービスの内容）

1. 本契約に基づき乙が甲に対して提供するコピーキットサービスの内容は、次のとおりとします。
  - (1) 対象機器を良好な状態に維持するため、サービス技術者を派遣し、乙所定の点検・調整並びに感光体ドラム、デベロッパー及び部品の交換を行います。
  - (2) 対象機器が故障した場合、甲は、乙に対して遅滞なく連絡するものとし、乙はこの連絡に基づき、サービス技術者を派遣して対象機器を修理します。なお、本号前段の連絡がない場合、対象機器の故障に関し乙は責任を負いません。

- (3) 対象機器の設置時に、甲が定めた取扱責任者に対して対象機器の取り扱いについての指導を行います。
2. 前項の点検・調整又は修理時に対象機器の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
  3. 第 11 条に定める場合を除き、第 1 項のコピーキットサービスの提供に要する費用は全てコピーキット代金に含まれます。
  4. コピーキットサービスの提供は、乙（乙が第 13 条に基づきサービス実施店に再委託した場合は、当該サービス実施店）の営業時間内に行われます。
  5. コピーキットサービスの内容には、本約款に明示される以外の役務の提供は含まれません。

#### 第 8 条（用紙等）

甲は、対象機器の使用にあたり、乙の定める規格に適合した用紙等を使用します。

#### 第 9 条（感光体ドラム・デベロッパーの取り扱い）

1. 感光体ドラム及びデベロッパーの所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、かつ通常の用法に従い使用します。また、本申込書に記載された対象機器以外の複合機等に転用してはならないものとします。
2. 甲が前項に反して感光体ドラム及びデベロッパーを損傷、転用、紛失等した場合は、甲は乙が被った損害を賠償します。
3. 本契約が解除された場合あるいは終了した場合、又は、甲が対象機器の処分（廃棄、下取り、売却等）を希望する場合は、事前に書面にてその旨を乙に通告するとともに、甲は乙に対して直ちに感光体ドラム及びデベロッパーを返還します。なお、感光体ドラム及びデベロッパーが直ちに返還されない場合、乙は甲の保管場所に立入り、感光体ドラム及びデベロッパーを持ち帰ることができます。

#### 第 10 条（機器の適正使用）

甲は対象機器を利用して、「刑法」、「通貨及証券模造取締法」等の法律で禁止されているコピーその他一切の行為をしてはならないものとします。また、甲はこれを徹底するため取扱責任者を定め、対象機器、用紙等、感光体ドラム、デベロッパーならびにコピーキット、トナーカートリッジの使用について十分な管理を行います。

#### 第 11 条（別途料金）

1. 第 7 条第 3 項にかかわらず、次の原因による故障、不具合等については、コピーキット代金とは別に、乙は甲に別途その修理等に要した費用を請求することができます。  
(1) 取り扱い上の不注意もしくは誤用又は不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲

の責に帰すべき事由による故障、不具合等

- (2) 乙又は乙の指定する者以外による改造、分解、修理等による故障、不具合等
  - (3) 乙が指定する部品又は消耗品以外の使用による故障、不具合等
  - (4) 第5条第1項にかかわらず、甲が無断で対象機器を本申込書に記載された設置場所から移動させたことによる故障、不具合等
  - (5) 第6条第3項にかかわらず、甲が無断で乙指定以外のトナーカートリッジを使用したことによる故障、不具合等
  - (6) 火災又は天変地異その他これに類する災害による故障、不具合等
  - (7) その他対象機器に起因しない原因による故障、不具合等
2. 対象機器が離島及びこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、乙は対象機器の設置及びコピーキットサービスの実施にあたり、乙の規定に基づく実費を甲に請求することができます。
  3. 第7条第4項にかかわらず、甲のやむを得ない事情等により、乙が乙の営業時間外に対象機器の設置及びコピーキットサービスを実施した場合、乙は乙所定の料金を別途甲に請求することができます。

#### 第12条（支払い等）

1. 甲は、乙からの請求に基づき、乙から購入したコピーキットのコピーキット代金を乙から請求を受けた翌月5日に口座引落で乙に支払います。
2. 甲は、コピーキット代金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
3. コピーキットの所有権は、コピーキット代金が完済されるまでの間、乙に留保されます。なお、本項は、甲が通常の用法に従いコピーキットを対象機器に使用することを妨げるものではありません。

#### 第13条（再委託）

乙は、本契約に基づく業務の全部又は一部を第三者（以下「サービス実施店」という）に再委託することができます。この場合、乙は本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、当該第三者の行為について甲に対し責任を負います。

#### 第14条（他店購入キットの使用禁止）

甲は、乙以外の第三者から購入又は入手したコピーキット（以下「他店購入キット」という）を対象機器に使用してはならないものとします。乙は、他店購入キットが対象機器に使用されていると判断した場合、甲にコピーキットサービスを提供する義務を負わないものとします。また、この場合、甲は乙に対し、補償又はコピーキット代金の返還等を請求することができません。

#### 第 15 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の履行により知り得た、相手方の技術上又は営業上その他業務上の有用な情報（以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用することができません。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではありません。
  - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - (2) 開示を受けた際、既に公知となっていた情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (5) 相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合に、秘密情報を必要な範囲内で開示することができます。
  - (1) 弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示する場合
  - (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合
  - (3) 各当事者が本契約と同等の秘密保持義務を課した上で、各当事者の関係会社に対して、開示が必要とされる秘密情報を開示する場合
3. 乙は再委託先であるサービス協力店及び乙の関係会社に本契約の履行に必要な甲の情報を開示することができます。この場合乙は、自己の責任において本条に基づき自己に課される義務と同一の義務を当該サービス協力店及び関係会社に課します。

#### 第 16 条（個人情報の取扱い）

甲は、本契約を申し込むにあたり、下記 URL の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」

URL: <https://www.startia.co.jp/privacy/>

#### 第 17 条（カスタマーハラスメントの禁止）

1. 甲は、乙に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」（URL: [https://www.startia.co.jp/customer\\_harassment/](https://www.startia.co.jp/customer_harassment/)、以下「基本指針」といいます。）に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならないものとします。
2. 甲が、前項の規定に違反した場合、乙は基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、乙は甲に対する債務不履行責任を負いません。

3. 乙は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

#### 第 18 条（不可抗力免責）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、輸送機関の事故、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、取引先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、各当事者はその責任を負いません。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。

#### 第 19 条（権利義務譲渡の禁止）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約により生ずる一切の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は承継させてはならないものとします。
2. 甲が、対象機器を第三者に譲渡するときは、乙の事前の書面による承諾を得るものとします。甲がこれに違反して、乙の事前承諾を得ずに、対象機器を第三者に譲渡したときは、乙は、コピーキットサービスの役務提供の一時停止、中止又は本契約を解除することがあります。

#### 第 20 条（損害賠償）

1. 甲又は乙が本契約に関連して相手方に損害を与えたときは、その発生原因の如何に関わらず、直接かつ現実発生した通常の損害に限り、相手方に賠償する責任を負います。
2. 本契約に関連して、甲又は乙が相手方に対して負う賠償の上限は、第 12 条（支払い等）に基づき乙が甲より直近 1 年間に受領したコピーキット代金の合計とします。

#### 第 21 条（通知）

1. 甲は、以下の各号のいずれかの注文者情報に変更が生じたときは、遅滞なく乙に通知するとともに、乙から要請があったときは、変更届等の必要書類を乙に提出するものとします。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所
  - (3) 電子メールアドレス
  - (4) 電話番号

- (5) 合併、会社分割、減資、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡
- (6) 対象機器の設置場所
- 2. 乙が、注文者情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 3. 甲が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、乙に対して一切の異議を申し立てることができません。

## 第 22 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 甲及び乙は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと。
  - (2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと。
  - (3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと
- 2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。

## 第 23 条（解除）

- 1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の履行を停止するとともに、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
  - (1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
  - (2) 支払停止若しくは支払不能の状態におちいったとき
  - (3) 相手方への金銭債務の支払いを 1 か月以上遅延したとき
  - (4) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - (5) 第三者より差押え、若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
  - (7) 解散の決議（合併による場合を除く）をしたとき。
  - (8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる

おそれがあると認められるとき

(9) 前条（反社会的勢力の排除）に違反したとき

(10) 甲が不正の手段により、乙への支払いを免れようとしたとき

(11) 甲が乙から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、本過剰発注を継続したとき

(12) 対象機器が国外に移設されたとき

(13) 対象機器が国内の離島又は遠隔地に移設され、保守の継続が困難であると乙が判断したとき。

(14) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2. 甲及び乙は、相手方が前項各号以外の本契約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の履行を停止するとともに、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
3. 甲及び乙は、自らが第 1 項のいずれかに該当したとき、又は、前項に定める通告の受領後 2 週間以内に本契約の違反を是正しなかったときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する債務を直ちに履行します。
4. 本条に基づく本契約の解除は、解除権を行使した当事者による相手方への損害賠償請求を妨げません。

#### 第 24 条（残存条項）

本契約の終了後も、本条、第 15 条（秘密保持）、第 16 条（個人情報の取扱い）、第 17 条（カスタマーハラスメントの禁止）、第 18 条（不可抗力免責）、第 19 条（権利義務譲渡の禁止）、第 20 条（損害賠償）、第 22 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 23 条（解除）第 3 項及び第 4 項、第 25 条（準拠法）、第 26 条（管轄裁判所）及び第 27 条（信義誠実の原則）の規定は引き続き効力を有します。

#### 第 25 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されます。

#### 第 26 条（管轄裁判所）

本契約について法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 27 条（信義誠実の原則）

本契約に規定なき事項及び本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実を旨とし、両者協議のうえ解決します。

2025 年 7 月 28 日 施行